

北河内地域の試行運用における現状

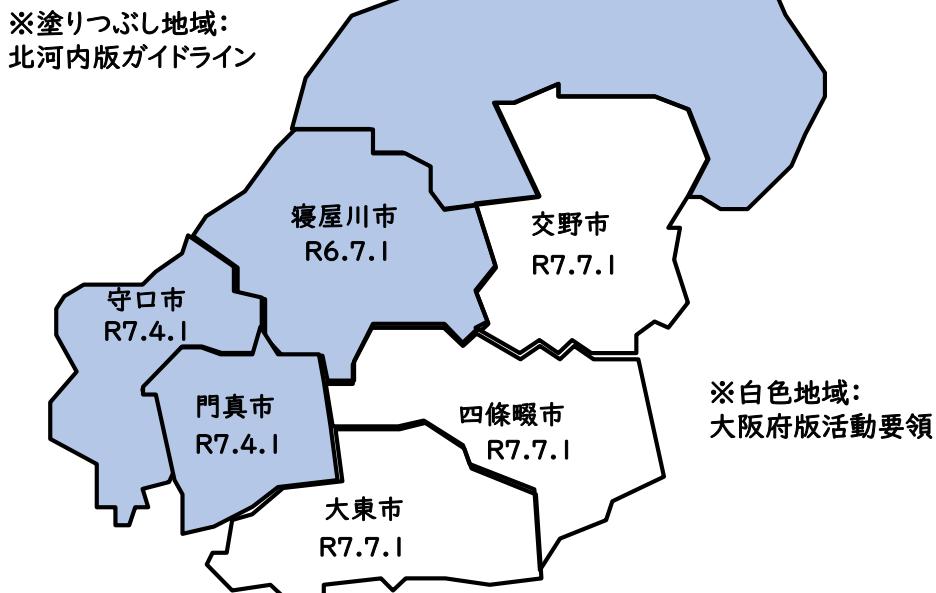
- 人生の最終段階にあり心肺蘇生等を望まない心肺停止傷病者への救急隊の標準的活動ガイドライン(以下、北河内版ガイドライン) → R5年11月 北河内地域救急メディカルコントロール協議会で試行運用の承認
- 人生会議(ACP)に基づく心肺蘇生等を望まない心肺停止傷病者に対する救急隊の活動要領(以下、大阪府版活動要領) → R7年3月 大阪府救急医療対策審議会 救急業務高度化推進に関する部会で策定

※「人生会議(ACP)に基づく心肺蘇生等を望まない心肺停止傷病者に対する救急隊の活動要領における各関係市の試行運用開始に伴う書面表決について」

→ R7年5月 北河内地域救急メディカルコントロール協議会から通知文が発出

構成消防本部

- ・枚方寝屋川消防組合
- ・守口市門真市消防組合
- ・大東四條畷消防本部
- ・交野市消防本部



主な検討項目

- | | | |
|--------------|---------------|---------------------------|
| (1)かかりつけ医の定義 | (4)除外項目 | (7)記録と家族等の署名 |
| (2)心肺蘇生等の継続 | (5)かかりつけ医への連絡 | (8)不搬送同意書 |
| (3)意思の確認方法 | (6)家族等への引継ぎ | (9)心肺蘇生等を中止し搬送を求められた場合の対応 |